

先端研究拠点事業
事業実績報告書

採用年度	平成 16 年度
種別	拠点形成促進型
分科細目	3 4 0 7
採用番号	1 6 0 0 4

領域・分野	社会科学
分科細目（分科細目コード）	法学（3407）
採用番号	16004
研究交流課題名（和文）	21世紀の「開発支援と法」研究
研究交流課題名（英文）	“Development Assistance and Law” in the 21st Century
採用期間	平成16年4月1日～平成18年3月31日

《実施組織体制》

日本側

拠点機関名	国立大学法人 名古屋大学
実施組織代表者（職・氏名）	大学院法学研究科・研究科長・佐分晴夫 法政国際教育協力研究センター・センター長・杉浦一孝
コーディネーター（職・氏名）	法政国際教育協力研究センター・教授・鮎京正訓
協力機関数	
参加者数	

相手国1

国名	アメリカ合衆国
拠点機関名	ウィスコンシン大学
実施組織代表者（職・氏名）	ロー・スクール付置東アジア法学研究センター・研究センター長・Charles R. Irish
コーディネーター（職・氏名）	教授・研究センター長併任・Charles R. Irish
協力機関数	1 機関
参加者数	コーネル大学

相手国2

国名	スウェーデン
拠点機関名	ルンド大学
実施組織代表者（職・氏名）	法学部長・Per Ole Träskman
コーディネーター（職・氏名）	教授・Christian Hathen
協力機関数	1 機関
参加者数	Sida

交流目標の達成（見込）状況

全交流期間を通じての達成目標（申請書で示された内容と同一のもの）

1. 法整備支援事業に関する日・米・欧の国際的なネットワークの形成の上に、新しい学問領域である「法整備支援学」を構築します。
2. 名古屋大学を含む研究拠点（ハブ）を結んで、国際的な法学教育・訓練体制の基盤を整備します。研究と実務の双方を担当できる人材養成を可能にするカリキュラム開発とその実施のためのパイロットプロジェクトの始動に着手します。
3. 法令その他の法情報の国際的共有のための国際的な情報処理基準の生成の基礎を確立します。

交流目標の達成状況

A 学術的な成果

1. 法整備支援事業に関する日・米・欧の国際的なネットワークとして、名古屋大学、ウィスコンシン大学、コーネル大学、ルンド大学を結んだコンソーシアムを形成し、平成16年、17年度にそれぞれ国際会議を開催し、研究協力および若手養成のための基盤を構築した。さらに、ワシントン州立大学ロー・スクールとの連携を深め、教材の共同開発を核にした比較法研究の体制も整いつつある。
2. 上記の一般的な共同研究体制の確立とともに、研究者の小グループによる高度に専門的な研究も展開しつつある。ITを利用した法令情報管理、法令の外国語訳、民主主義に関する比較政治学研究、法律専門職の専門技能訓練環境の研究、社会保障法研究、専門職倫理の確立、WTO体制の発展途上国に及ぼす法的影響に関する研究などの領域で共同研究が開始された。

B 若手研究者養成における成果

このプロジェクトでは、若手研究者だけでなく、さまざまなプロジェクトを企画立案運営する専門家として「アカデミック・スタッフ」を養成することも目的とした。若手研究者については、国際会議への派遣だけでなく、ハブを構成する大学相互の若手研究者を相互に紹介しあい、共同研究のチームを発足させるべく、努力した。WTO研究の領域、法学におけるIT利用の領域、専門技能訓練の領域、比較政治学研究の領域では、それぞれハブのメンバーの間で交流が行われ、本格的で継続的な共同研究の基盤となる研究者相互の間の信頼関係の構築が行われた。

アカデミック・スタッフは、研究者と一緒にハブを構成する大学へ訪問や国際会議への参加を通して、連携先大学の研究者と交流するだけでなく、研究支援組織の現状、プロジェクトマネジメントのあり方の調査、外部資金申請に関するノウハウの獲得を目的とした研修プログラムに参加した。とりわけ、ウィスコンシン大学の大学本部とタイアップした研究プロジェクトマネジメントのノウハウ習得研修は有益であり、その後も継続的なアドバイスを受ける体制を作ることができた。

C 国際的学術情報の収集整備

名古屋大学は、以前より世界銀行と協力して世界の司法制度に関する基本情報の整備事業を行ってきた。この事業と関連して日本の法令の英語訳を継続的に行う必要を提言し、その基本的なコンセプトを名古屋大学情報科学研究科の外山勝彦助教授の研究グループとタイアップして、内閣官房に設置された司法改革推進室に提言し、採用された。

D 事業の波及効果

このプロジェクトで形成されたハブの協力関係は、ヨーロッパにおけるビジネス紛争に関する最新の比較法・比較政治研究に結びつき、リアルタイムで行う比較研究を具体化するきっかけを与えた。また、ITを利用した継続的な研究・協力体制の実験としても意味があった。研究のハブを結び、複数の大学が国際的に協力して大学院生を育成する dual degree program も現実味を帯びて検討が開始された。さらに、この種の研究のハブは、アジアや発展途上国を結んで形成することにも意味があり、そのための別の研究プロジェクトの立ち上げにも有効であった。

実施状況

研究交流計画実施にあたる実施体制

国際的には、名古屋、ウィスコンシン、コーネル、ルンドを結んで研究を実施し、国際会議にも各ハブから参加が得られた。このほか、世界銀行や Sida、JICA、ワシントン州立大学などとも随時連携し、これらの機関の間の協力には問題がなかった。テーマによっては、ハブ以外の研究機関からの参加も得た。国内では、北海道大学、早稲田大学などと積極的に連携し、法務総合研究所国際協力部や日弁連、法務省などとも協力してプロジェクトを推進し、研究会も盛会であった。

日本側拠点機関における研究交流課題への取り組み（事務支援体制等の観点より）

本事業に関する事務支援体制としては、法政国際教育協力研究センター事務スタッフが各種書類の作成補助と出張に係る業務を行い、またセンターの事務スタッフと法学研究科会計掛が連携をとりながら、予算管理及び執行を担当した。

また、総括事務として、研究協力・国際部国際課学術交流掛においては、日本学術振興会の担当者と部局担当者との間の窓口として双方の連絡・調整等を実施し、本事業の遂行に努めた。

共同研究

ルンド大学と名古屋大学の共同研究「比較民主化理論とその法文化的背景」

主として名古屋大学の小野教授が数回ルンド大学を訪問し、現地で講演を行う一方、東欧の統合をにらむヨーロッパの関心、発展途上国に対するヨーロッパの支援の関心と日本の関心を連動させて、個別に研究会を重ねてきた。これらの研究は、まだまとまった書物にはなっていないが、比較民主主義研究に関する論文やプロシーディングズの形になっている。今後もルンドと名古屋の連携を軸にして、アメリカやドイツの研究者の参加を得て、研究を推進する。

ウィスコンシン大学と名古屋大学の共同研究「専門技能教育の方法の研究」

ウィスコンシン大学は、全米法曹専門技能訓練研究所（NITA）と密接な関係を持っており、名古屋を加えた3機関は、相互に訪問し、シンポジウムや研究会を開催した。その結果、アメリカのノウハウ、日本のITによる分析などを組み合わせて、高度な専門技能訓練の環境を研究する了解が成立した。このひとつの成果として、名古屋とウィスコンシンがタイアップした国際交渉の大学院セミナーを18年度に開催し、あわせて3機関で協力して、専門技能の研究を継続することとなった。今年度もNITAのあるコロラド州で研究集会を開催する計画である。

コーネル大学と名古屋大学の共同研究「法情報の操作性の改善に向けて」

当初は、合衆国法典を管理するコーネル大学の支援を受けて、高度な法令翻訳の体制、さらに法令起案と管理の体制を支えるIT環境の研究を行っていた。毎年、相互に研究者が訪問しあい、問題関心の共通化を図った。17年度には、法令管理だけでなく、ある国のある法的問題に関連する法令情報やその他の情報を自動的に検索しリストアップするようなソフトの開発に向けて研究を拡張することが了解された。

セミナー

平成16年セミナー活動

国際シンポジウム「開発における法の役割 法と開発：その理論と展望」2004年10月22日-23日

大規模な研究集会であり、法と開発に関する過去の研究動向を把握することが目的であった。この研究集会は、特定の領域に関心を持つ研究者を先進国、発展途上国をカバーする形でネットワーク化し、研究成果に対する率直な評価と研究課題の洗い出しを目的としていた。したがって、このシンポジウムは、小グループによる研究のきっかけを提供し、あわせて全体のマネジメントを話し合う機能を果たした。

国際シンポジウム「Using Technology For Global Legal Education」2004年12月10日-11日

中規模のシンポジウムであり、ITを法に関する法情報や立法支援に活用する枠組みを検討することが目的であった。これにより、アメリカと日本の法令管理の考え方の違いや管理技法の違いを確認し、小グループによる継続的な研究テーマの選定に有効であった。

国際セミナー「Doing Business in Russia : Does Law Matter?」2005年3月21日

法が社会の中で実際にどのように活用されているかを考察するケーススタディである。ロシア研究は、名古屋とウィスコンシンの研究者が関心を持つ領域であり、発展途上国における法の利用を研究するための基盤研究である。同時に、研究者のネットワーク化を図った。

平成17年度セミナー活動

ベトナム国際会議「Reformation of Post-Graduate Legal Training in context of Globalization」2006年2月17日-18日

アジア、アメリカ、ヨーロッパ、オーストラリアを代表する諸大学からの報告を通じて法学教育の多様性と特殊性が明らかになり、法学教育と法曹養成との関係についても多くのモデルが提示された。今後の法学教育事業の改革と発展にとって重要な貢献となった。

ベトナム国際ワークショップ「Actions developing in countries accessing the WTO system」2006年2月20日-21日

ベトナムを一つの事例と見て、それを研究ハブの研究者が多角的に検討することが目的であった。なぜ先進国が発展途上国に対して厳しい判断を下すに至ったに関する先進国の政治的・法的メカニズムの解明に焦点を当てた。先進国側が自国の規制メカニズムの明快な説明を集積・公表することによって、無用の国際的軋轢をさけ、ベトナムのWTO加盟のための準備作業を一步前進させることができた。

研究者交流

法整備支援事業は、法学・政治学の内部だけでなく、社会科学、工学、人文科学などの専門家と密接に協力してはじめて成果をあげることができるものである。そこで、国境を越えた研究者相互の密接な信頼と協力関係、若手研修者間のネットワークの形成、内外の専門家との連携体制を整備することが「研究者交流」の目的である。名古屋大学、ウィスコンシン大学、コーネル大学、ルンド大学との間にはこれまでも人的交流があったが、その充実に一層の力を入れた。

具体的には、名古屋大学、ウィスコンシン大学、コーネル大学、ルンド大学の研究者の研究能力を高めるために、個別研究テーマに基づき、頻りに研究者間の交流を行った。

1. 法曹倫理教育・訓練システムと法整備支援への協力研究（ウィスコンシン大学・ルンド大学）
2. ロシアとウズベキスタンにおける司法改革とその実際に関する研究（ウィスコンシン大学）
3. WTOと法整備支援に関する研究（ウィスコンシン大学・ルンド大学）
4. 大学研究教育マネジメント専門職養成調査（ウィスコンシン大学）
5. ロー・スクール実務技能訓練プログラム調査（ウィスコンシン大学）
6. 開発協力政策とその評価に関する調査（ルンド大学）
7. 比較民主化論に関する協力研究（ウィスコンシン大学・ルンド大学）

また、若手研究者の国際性を養成するために、海外で開催されるワークショップ等への積極的な出席を実現した。以下はその一部である。

2005年4月下旬～ 文科省初等中等教育局国際教育課・島竜一郎国際交流ディレクターをウィスコンシン大学に派遣。「紛争と開発」ワークショップに出席。

2005年5月中旬～ 名古屋外国語大学現代国際学部・宮川公平講師および法政国際教育協力研究センター・コン・テイリ助教授をウィスコンシン大学に派遣。「WTO紛争解決手続と途上国」に出席。

2006年3月中旬～ 鮎京教授、市橋教授、三重大学人文学部・樹神成教授、琉球大学大学院法務研究科・徳田博人教授、大学院法学研究科・ジャスティン・ホイットニー特任講師、テイリ助教授、宮川講師をワシントン州立大学に派遣。「Law, Development and Transition: new Questions and Directions」に出席。